

2020年2月

個人事業主の事業承継-資産・知的資産の承継及び後継者人材バンク

前号では、個人事業主の事業承継に関して、総論及び人（経営）の承継について、ご説明いたしました。本号では、前号に引き続き、個人事業主の事業承継について取り上げ、資産及び知的資産の承継における課題等について解説するとともに、後継者人材バンクの活用についてご説明いたします。

1. 総論（前号）
2. 人（経営）の承継（前号）
3. 資産の承継

(1) 概要

個人事業の場合、株式会社等の法人名義で事業用資産（土地建物や機械設備など）を保有することができないため、これらの事業用資産は、事業主である個人の名義で保有されていることが一般的です。そのため、個人事業を営んできた経営者が亡くなって相続が開始されると、個々の事業用資産が各相続人に分散したり、相続人間で共有状態となることにより、資産の処分や大規模な修繕等が困難になるおそれがあります。このように事業用資産の分散や共有状態化は、事業運営に支障をきたす可能性が高いことから、生前贈与による早期の承継や遺言等を適切に活用することが望ましいといえます。

また、個人事業の取引先や顧客は、事業主との個人的なつながりによって取引を行っていることも多いため、早期の承継は、後継者と取引先・顧客との関係維持という観点からも大変重要です。

以下では、個人事業用資産の承継において問題となり得る点について、親族内承継とそれ以外の場合（従業員承継・社外への承継）に分けて概説します。

(2) 親族内承継

個人事業の事業承継は、その約9割が親族内承継となっています¹⁾。そのため、事業承継の方法としては、相続や贈与による場合が多いと考えられます。

事業用資産を贈与・相続により承継する場合、場合によっては多額の贈与税・相続税が発生する可能性があるため、これらの税負担への配慮が重要になります。

税負担の対応策については、事業承継 ニューズレター Vol.5 等で、会社形態の親族内承継に関してご説明したことと同じことが当てはまりますが、個人事業の場合、事業主の所有する事業用資産としては土地が大きな比重を占めていることが一般的であり、「小規模宅地等の特例」の活用により、相続税の節税を図ることが考えられます²⁾。小規模宅地等の特例は、個人が相続により取得した財産のうち、相続開始前に被相続人の事業または居住に用いられていた宅地について、一定限度の面積分の評価額が最大で80%減額されるという制度であり、事業用資産として土地を有している個人事業主には非常に有用な制度となっています。

また、令和元年度の税制改正において、個人事業主の事業承継を促進するため、10年間限定で、特定の事業用資産（一定限度の面積分の土地建物、減価償却資産等）の承継にかかる相続税・贈与税の納税を猶予する「個人版事業承継税制」が創設されました。この制度を利用するには、後継者が「個人事業承継計画」を策定し、認定申請を行うなどの要件を充たす必要があります³⁾、納税猶予により個人事業の円滑な承継が進むことが期待されます。

(3) 親族外承継

個人事業主が、親族以外の会社等に対して、事業用資産や取引先との契約関係等を承継させる場合、これは個々の資産の売買ではなく、有機的一体となって機能する財産の譲渡となりますので、商法上の「営業譲渡」ま

【事業承継WG/本号監修・執筆者（弁護士）】

- 中森 巨 (wnakamori@kitahama.or.jp)
- 太田 慎也 (sota@kitahama.or.jp)
- 藤田 俊輔 (sfujita@kitahama.or.jp)
- 磯野 賢士 (tisono@kitahama.or.jp)
- 大滝 晴香 (hotaki@kitahama.or.jp)

◆本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転載・無断引用を禁止します。

◆本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。
北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大 阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

〔東 京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福 岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<https://www.kitahama.or.jp/>

たは会社法上の「事業譲渡」に当たります⁴。

個人事業主が株式会社に対して個人事業を譲渡する場合は、会社法の事業譲渡に関する規定が適用されることとなり、具体的には、譲受会社が譲渡人の商号を引き続き使用する場合は、譲受会社も譲渡人の事業により生じた債務を弁済する責任を負う（会社法 22 条 1 項）、商号を引き続き使用しない場合でも、譲受会社が譲渡人の債務を引き受ける旨を広告したときは、譲受会社がその弁済の責任を負う（会社法 23 条 1 項）などが挙げられます。

4. 知的資産の承継

(1) 知的資産とは

ア 定義

知的資産とは、「従来のバランスシート上に記載されている資産以外の無形の資産であり、企業における競争力の源泉である、人材、技術、技能、知的財産（特許・ブランド等）、組織力、経営理念、顧客とのネットワーク等、財務諸表には表れてこない目に見えにくい経営資源の総称⁵」をいいます。

特許やノウハウ等の知的財産に限らず、人材や顧客とのネットワーク等幅広い資源が知的資産の対象となります。

なお、知的資産は個別で価値を生み出すものではなく、相互に結びつき活用することで価値が発揮されるものといえます⁶。

イ 分類

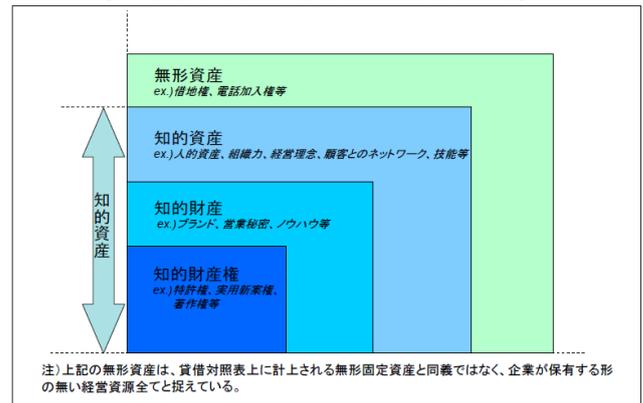
一般に知的資産は以下の 3 つに分類することができます⁷。

人的資産	従業員が退職時に一緒に持ち出す資産 ex. 人に帰属するノウハウ、技術、人脈、経験、アイデア等
構造資産	従業員が退職しても企業に残る資産 ex. 経営理念、商標、データベース、業務の仕組み等
関係資産	企業の対外的関係に付随したすべての資産 ex. 顧客、外注先、金融機関、支援者との関係等

ウ 知的財産との違い

知的資産と間違えやすい類似概念として知的財産、知的財産権がありますが、上述のとおり、知的資産はこれらを含む、より広義の概念です。知的資産、知的財産及び知的財産権のそれぞれの関係を整理すると以下のとおりです。

【知的財産権、知的財産、知的資産、無形資産の分類イメージ図】



※『中小企業のための知的資産経営マニュアル』（独立行政法人中小企業基盤整備機構作成）7 頁より

なお、知的財産と知的財産権の違いは、知的財産が発明、意匠、著作物等人間の創作的活動により生み出されるものや、商標、商号等事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの、営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいうのに対し、知的財産権は、知的財産の中でも特に法令により定められた権利（特許権、著作権、商標権等）をいいます。

(2) 知的資産の見える化

知的資産は目に見えないものであり、必ずしも決算書に記載されるものではありませんので、個人事業主自身、知的資産の存在やそれが自社の強みになっていることに気が付いていない可能性が高いと思われます。そこで、まずは自社の強みとなっている知的資産を把握し、第三者との関係で見える化することが重要といえます。

知的資産の見える化の手法としては、まずは、①自社の強みを認識し、②自社の強みがどのように収益に繋がるか把握し、③経営方針を明確にし管理指標を特定した上で、④報告書としてまとめるのが効果的です。①～④の具体的な実践例は以下のとおりです。

- ①：過去の経営状況等を確認し、企業の強み・弱み及び収益の機会・脅威について分析をする。
- ②：過去の事業展開において知的資産がどのように蓄積され、活用されてきたのかをまとめ、知的資産を組み合わせて価値が生み出されるプロセスを構成する。
- ③：知的資産を活用して収益を生み出すことができるよう、社内における知的資産の管理指標を設定する。また、知的資産が実際の経営活動においてどのように関連し、業績に結び付くかを分析する。

④：報告書の形式としては、「知的資産経営報告書⁸⁾」及び「事業価値を高める経営レポート⁹⁾」の2つを作成するのが効果的。

(3) 知的資産の承継

事業承継では、現経営者と後継者の間でそれぞれが把握している知的資産について認識をすり合わせ、今後のビジョンや承継方針を共有化しておくことが重要です。

また、自社の強みとなっている知的資産を把握し、第三者との関係で見える化するには時間を要する可能性があるため、事業承継を意識する前から分析等を行い報告書を作成しておくのが望ましいといえます。

こうした知的資産の承継への対策は事業承継一般に必要なものですが、特に個人事業主の場合、法人格が維持されるわけではないため、知的財産権の権利者の移転や契約の再締結等、知的資産の承継方法の検討も重要になりますので、留意が必要です。

5. 後継者人材バンクの活用

個人事業主が事業承継をしようとしても、親族や従業員の中に適切な後継者がいない場合には、第三者への承継を考えることとなります。しかしながら、個人事業主において、後継者となり得る第三者を探し出すことは極めて困難であることが多いです。

そこで、一部の事業引継ぎ支援センターが行っている「後継者人材バンク」事業を利用することが考えられます。「後継者人材バンク」とは、後継者のいない小規模事業者（個人事業主に限定されませんが、個人事業主が多いです。）と起業を志す個人起業家をマッチングする事業であり、地域に必要な事業を存続させるとともに、意欲ある起業家の創業も支援する取組みです。事業承継を検討している個人事業主としては、後継者を見つけることで事業を承継することができ、従業員の雇用の確保や、取引先・顧客との取引を継続させることができます。これに対して、起業を志す個人起業家としては、通常、新規事業を立ち上げるには、店舗設備への投資や仕入先の確保、販売先の開拓などが必要となりますが、事業を引き継ぐことにより、このような有形・無形の経営資源を利用することができるので、創業に伴うリスクを低減することができます。このように、「後継者人材バンク」は、事業承継を検討している個人事業主、起業を志す個人起業家の双方にとってメリットのある事業といえます。

もっとも、「後継者人材バンク」で実現できる可能性があるのは、社外の第三者への事業承継ですので、親族や従業員に対する事業承継とは異なり、時間がかかることに留意する必要があります。また、個人起業家としても、現経営者である個人事業主と経営方針のすり合わせ

をする必要があることから、ゼロからの企業と比較すると、経営の自由度が低くなることがあるほか、既存の店舗を引き継ぐ場合は、立地や規模が制限されることとなります。また、現経営者である個人事業主の個人保証債務の引継ぎが必要となる場合があります。

なお、前述のとおり、「後継者人材バンク」を取り扱っているのは、全国の事業引継ぎ支援センターの一部であり、事業引継ぎハンドブックによれば、2017年3月時点では、宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、京都府、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県、沖縄県で取り扱われています。今後も「後継者人材バンク」取り扱う事業引継ぎ支援センターは増えていくものと予想されます。

— 次号では、廃業支援について解説する予定です。

以上

¹ 中小企業庁「個人事業主を巡る状況と事業承継に係る課題について」

² 中小企業庁「事業承継ガイドライン」

³ 詳細については、国税庁・中小企業庁のホームページの個人版事業承継税制のページをご参照ください。

⁴ 日本弁護士連合会・日弁連中小企業法律支援センター編『事業承継法務のすべて』290頁（一般社団法人金融財政事情研究会、2018年）

⁵ 経営産業省の定義に基づく。

https://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/teigi.html

⁶ 『中小企業のための知的資産経営マニュアル』（独立行政法人中小企業基盤整備機構作成、以下「マニュアル」という。）6頁

⁷ マニュアル 6頁、『中小企業・小規模事業者の知的財産の事業承継における調査事業 調査報告書』（経済産業省 九州経済産業局作成、以下「調査報告書」という。）1頁

⁸ ひな型はマニュアル参照

⁹ ひな型は『事業価値を高める経営レポート 作成マニュアル改訂版』（独立行政法人 中小企業基盤整備機構）参照